

○ 資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条の二）</p> <p>〔第二章～第四章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）</p> <p>第四条の二 法第六十六条第二項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>〔第二章～第四章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>〔条を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	